

寄付金に対する税制上の優遇措置について

所得税の優遇措置

拓殖大学北海道短期大学への寄付金は文部科学大臣より寄付金控除の対象となる証明を受けており、確定申告をすることによって次のいずれか有利な制度を選択して所得税の優遇措置を受けることができます。確定申告の手續に必要な証明書(写)は寄付金受領書と一緒に送ります。「税額控除に係る証明書(写)」と「特定公益増進法人であることの証明書(写)」の両方をお送りしますので、いずれかを確定申告時にご提出ください。

「税額控除」の制度

税額控除は、寄付金額を基礎に算出した控除額を税率に関係なく税額から直接控除(控除対象額は所得税額の25%を限度)するため、所得や寄付金額にかかわらず減税効果が大きくなる点が特徴です。ほとんどの方は、この「税額控除」制度を選択した方が還付額は多くなります。

〔寄付金額 - 2千円〕の40%相当額を所得税額から控除することができます

※控除できる寄付金額は、その年の総所得金額等の40%相当額が上限となります

※所得税控除額は、その年の所得税額の25%が上限となります

※確定申告時は、申告書と同時に「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」を作成してください

例：10万円寄付した場合

(寄付金額10万円 - 2千円) × 控除率40% = 39,200円の税額控除

「所得控除」の制度

所得控除を行ったあとに税率を掛けるため、所得控除は所得金額に対して寄付金額の大きい場合に減税効果が大きくなります。所得税率が高い方(高所得者)は減税効果が大きくなります。

〔寄付金額 - 2千円〕を課税所得金額から控除することができます

※控除できる寄付金額は、その年の総所得金額等の40%相当額が上限となります

例：10万円寄付した場合(課税所得金額500万円・所得税率20%の場合)

(寄付金額10万円 - 2千円) × 所得税率20% = 19,600円の所得控除

お問い合わせ

拓殖大学北海道短期大学 事務部 総務課

電話 0164-23-4111 (代表)